

国保制度改革の概要

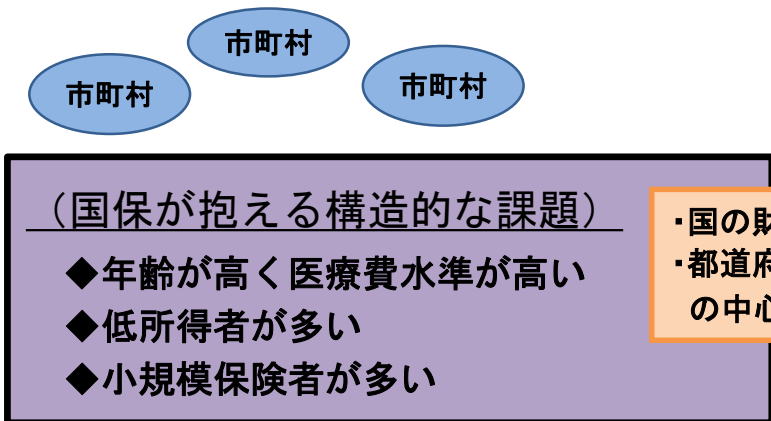
令和3年度第1回国保運営協議会
参考資料 令和4年2月14日

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・市町村から「納付金」を徴収し、給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化等を促進

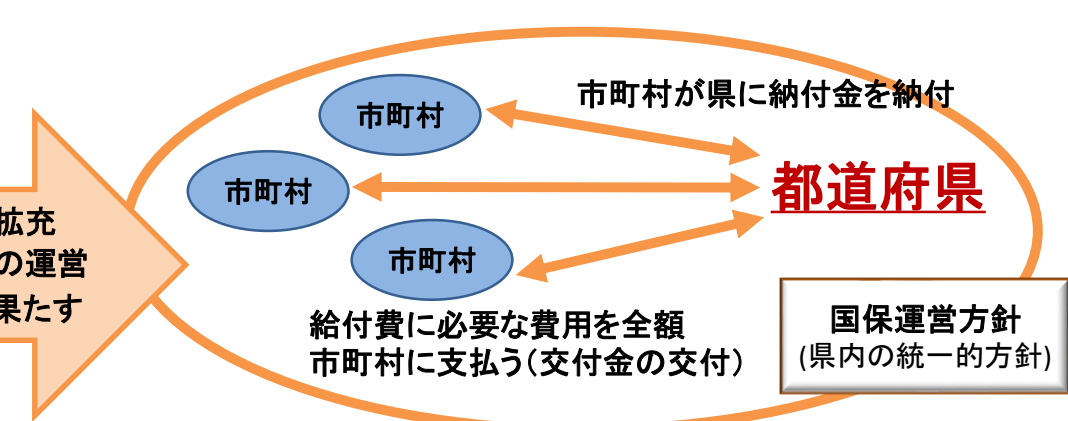
○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う（※加入者との「窓口業務」はこれまでどおり市町村の役割）

【平成29年度まで】市町村が個別に運営



- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が国保の運営の中心的役割を果たす

【平成30年度以降】県と市町村の共同運営



市町村の主な役割

- ・資格管理
(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

これまでと同様

市町村の主な役割

- ・資格管理
(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

県の主な役割

- ・財政運営
- ・国保運営方針の策定
- ・市町村ごとの納付金を決定
- ・市町村事務の効率化を促進

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

- 県が市町村から「納付金」を徴収し、保険給付に必要な費用を全額市町村に交付するなど、県が財政運営を行う
※県にも国保特別会計を設置
- 市町村は、県に「納付金」を納付する。
 - ①各市町村の国保加入者の所得、被保険者数及び世帯数に応じた負担
 - ②各市町村の医療費水準に応じて負担額を調整

平成29年度まで

平成30年度以降

都道府県の国保特別会計

公費

前期高齢者交付金

収入

支出

市町村の国保特別会計

公費

収入

支出

保険税

保険給付費
保健事業等

国保被保険者

市町村の国保特別会計

公費

収入

支出

保険税

保健事業等
保険給付費

国保被保険者

納付金

交付金

国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の役割

都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 保険料水準の統一化に向けた審議 等 ・国保運営方針の作成 保険料水準の統一化を図る時期 統一化に向けた課題の解消策 等 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表

市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険税の徴収 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

※ 納付金の算定方法についても、納付金の徴収に関する事項に含まれており、必須審議事項とされている。
納付金の算定方法の一環として、保険料水準の統一化等の重要事項について審議することが想定される。

■ 国民健康保険法（抜粋）

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。